

介護職員養成研修学則

介護職員養成研修事業を運営するにあたり、次のように定める。

第1条（開講の目的）

高齢社会の中、多様化するニーズに対応したサービスを提供するために必要とされる専門的な知識や技術を持った介護員の養成を行って、地域福祉の向上、発展に貢献することを目的とする。

第2条（事業者の名称及び所在地）

事業者名称 社会福祉法人神港園

所在地 神戸市北区しあわせの村1-10 神港園しあわせの家内

事務局 法人本部

第3条（研修事業の名称）

研修事業の名称をけあスクール神港園とする。

第4条（研修過程及び学習形式）

介護職員初任者研修課程を通学形式にて実施する。

第5条（受講資格）

受講資格は通学形式による研修修了が可能であると認められ、介護・福祉の業務への熱意をもって就業を希望している心身共に健康である者とする。

第6条（受講手続き）

開講の2か月前から法人ホームページ等により募集を開始し、受講を希望する者に対して受講案内と申込み用紙を送付する。

2 受講希望者は所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送・FAX・メールにて申し込むものとする。

3 申し込み時に実施要綱に定められた本人確認のための証明書のコピーを添付するものとする。

本人確認書類は健康保険資格確認証、運転免許証、住民票、パスポート、在留カードのいずれか一つとする。（マイナンバーカード不可）

第7条（受講料）

受講料は50,000円（税込み）とする。また、補講は1時間当たり1,500円（税込み）とする。

交通費等は受講者の負担とする。

第8条（研修カリキュラム）

研修カリキュラムは別紙に定める。

但し、講師の都合により変更する場合がある。

第9条（研修会場等）

実施会場は、神戸市垂水区五色山7丁目12-38とする。但し、都合により法人が定める場所に変更する場合がある。

2. 実習会場は法人各拠点の特別養護老人ホーム、デイサービス、訪問介護事業所等のいずれかとする。

但し、感染等により実習ができない場合は演習とする。

第10条（講師の氏名、担当科目）

講師の氏名及び担当科目は別紙に定める。

但し、講師の都合により変更する場合がある。

第11条（研修科目の免除）

所持資格や実務に関する科目免除は実施しない。

第12条（欠席の取り扱い）

事業所がやむをえないと認めた事情により研修の一部を受講できなかった場合には欠席届を提出させ、補講又は次回の研修を受講させて同等の知識が得られるようにする。

2. 1講義あたり10分以上の遅刻や中断は欠席扱いとし、補講対象とする。

但し、けあスクール神港園管理者が認めた場合を除いて15時間を超える補講はこれを認めない。

3. 修了試験において習得状況を確認した結果、評価基準を満たしていない場合については、必要に応じ補講等を行い、基準に到達するよう努める。

4. 補講についてはいずれも有料とする。

第13条（解約条件・返金の扱い）

受講者からの教材発送前のキャンセルについては、振込手数料を除いた全額を返金する。

教材発送後については教材費・送料・振り込み手数料等実費を差し引いて返金する。開講後については解約・返金は認めない。

2. 受講者が5名以下の場合には開講せず、受講料については次回に受講希望する場合を除き、全額返金する。

第 14 条（退校・退校処分について）

やむを得ない理由で退校する場合は、別紙、介護職員初任者研修中断・退校届の提出を求める。

2. 無断欠講が 2 回以上の場合、受講態度不良の場合等は退校処分とする。

第 15 条（個人情報の取り扱い）

研修運営上知りえた受講者にかかる個人情報は厳重に保管し、使用については適切に取り扱うこととし、無断で開示しない。

2. 受講者は、実習等で知りえた利用者や入所者の個人情報を研修期間中及び修了後においてもたに漏らさないこととする。

第 16 条（修了の認定）

全科目を履修し、介護技術の習得が認定された者に対し 1 時間以上の修了評価筆記試験を実施し、認定基準を満たした場合に修了認定とする。

第 17 条（修了証等の交付）

すべての科目の修了認定を行った者に対しては定められた様式による修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。研修修了者から、破損、亡失等による再発行の依頼があった場合にはこれに応じる。

2. 修了証の再発行については、事務手数料として 1,000 円を徴収する。

第 18 条（その他留意事項）

研修の実施に当たっては兵庫県介護職員初任者研修実施要綱に定める事項を遵守するものとする。

2. この学則に定めのない事項で当法人が必要と認める場合は、当法人がこれを定める。

附則

（施行期日）

この学則は令和 3 年 9 月 1 4 日より施行する。

この学則は令和 5 年 1 1 月 1 日より施行する。

この学則は令和 8 年 2 月 1 日より施行する。